

令和2年度奥州市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度奥州市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	45, 517戸
(2) 年 間 総 配 水 量	13, 360, 000m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	36, 603m ³
(4) 主要な建設改良事業	創設事業 216, 443千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	3,453,508千円
第1項 営 業 収 益	2,477,235千円
第2項 営 業 外 収 益	975,183千円
第3項 特 別 利 益	1,090千円

支 出

第1款 水道事業費用	3,320,848千円
第1項 営 業 費 用	3,000,420千円
第2項 営 業 外 費 用	297,358千円
第3項 特 別 損 失	20,870千円
第4項 予 備 費	2,200千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,247,704千円は、過年度分損益勘定留保資金 610,102千円、当年度分損益勘定留保資金410,873千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 136,729千円及び建設改良積立金 90,000千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,271,128千円
第1項 企 業 債	854,900千円
第2項 出 資 金	325,176千円
第3項 補 助 金	56,550千円
第4項 負 担 金	34,500千円
第5項 寄 附 金	1千円
第6項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	2,518,832千円
第1項 建 設 改 良 費	1,550,062千円
第2項 企 業 債 償 還 金	968,770千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金収納等業務	令和2年度から令和7年度まで	980,500千円
水道施設維持管理業務	令和2年度から令和7年度まで	349,610千円
事業認可及び全体計画見直し業務	令和2年度から令和3年度まで	50,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
創 設 事 業	74,600	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその融資先と協定した方法による。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
配水施設整備事業	760,300			
耐 震 化 事 業	20,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第9条に定める経費以外の同一款内の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 250,302千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 企業債支払利息等の費用に充てるため、奥州市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、651,568千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,834千円と定める。